

## 大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第292号）

〔 産業廃棄物収集運搬業許可取消処分に係る文書不存在非公開決定審査請求事案 〕

（答申日：平成30年6月8日）

### 第一 審査会の結論

実施機関（大阪府知事）は、本件審査請求の対象となった行政文書について、改めて特定のうえ、公開、非公開等の決定を行うべきである。

### 第二 審査請求に至る経過

- 1 平成29年7月4日、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、「大阪府〇市〇区〇△丁目△番△号 株式会社Aの産業廃棄物処理業の許可取消に係る書類のうち環境省への疑義照会等に係る書類全て」についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 同月18日、実施機関は、本件請求に対し、本件請求に係る行政文書を取得又は作成していないため管理していないことを理由として、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 同年9月5日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第三 審査請求の趣旨

本件決定は、保有している筈の文書を公開していないので、非公開になっている文書の公開を求める。

### 第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 審査請求書における主張  
環境省への情報公開で本件請求に係る文書が公開された。
- 2 反論書における主張
  - （1）官僚機構の隠蔽性は森友学園報道でもわかるように昨今マスコミでも取り沙汰されているが、私たち国民は唯一情報公開制度を利用することにより、真実を知ることが出来るものである。この制度において実施機関が自らに都合の良い条例解釈により文書を公開しないような事が有れば、それは、「国民自身が行政の政策を検証・評価し、歴史のゆがみの原因を発見することによって、過去の誤った政策を正道に戻す政治の民主的復元力を担保する」という情報公開制度の根幹を揺るがす事になる。
  - （2）審査請求書で述べたように、環境省への情報公開で「資料1」（添付省略）のような大阪

府とやり取りをしている事実が記載された文書が有る。

よって、実施機関が何の文書も保有していないとは考えられない。

## 第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

### 1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

### 2 弁明の理由

株式会社Aの産業廃棄物処理業の許可取消しに関して、本府から環境省へ疑義照会を行っておらず、また一切の文書を発出していない。

本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

## 第六 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことにより府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

### 2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

#### (1) 本件請求に係る対象行政文書の特定について

本件請求は、特定の法人に対する産業廃棄物処理業許可の取消処分に係る行政文書のうち、環境省への疑義照会等に関係するものである。

実施機関によると、当該法人に対し実施機関は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の3の2に基づき産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分を行ったが、当該取消処分について環境省に対し疑義照会を行ったことはなく、また、文書の発出もしていないことから、対象行政文書が存在しないと主張している。

一方、審査請求人は、環境省への情報公開請求により自らが入手した文書の内容から、当該許可取消しに関し、実施機関が環境省とやり取りをしている事実が認められ、それについて何の文書も保有していないとは考えられないと主張している。この主張に関して実施機関に確認したところ次のとおりであった。

審査請求人が環境省から入手した文書（第四の２（２）の「資料１」）は、環境省の担当者が送付した電子メールを印刷したものであると見受けられるが、この電子メールは実施機関に宛てられたものではなく、また、実際に受信もしていない。当該電子メールには、環境省が疑義照会への回答を行う予定である旨の記載があるが、これは環境省に対し疑義照会を行った他団体への回答であり、実施機関への回答ではない。さらに、当該電子メールには、環境省が実施機関に対し許可取消しの取消しを相談する予定である旨の記載があるが、これについて、実施機関は実際に環境省からの電話を受けており、その会話の中で、実施機関が行った許可取消しについて再考するよう環境省の見解が示された。この電話の内容を記録した行政文書は作成していないが、これに関連するものとして、許可取消しの取消しを大阪府総務部法務課に相談した際に作成した資料及び大阪府環境農林水産部長に報告した際の資料があるものの、実施機関は本件請求に対応する行政文書であるとは考えていなかった。

当審査会でこれらの文書を見分したところ、審査請求人の求める対象行政文書になり得る可能性があることが判明した。

## （２）審査会の判断

本件請求の請求書に記載された文面には「環境省への疑義照会等に関する書類全て」とあることから、環境省に疑義照会を行っていないことを理由に対象行政文書が存在しないと主張した実施機関の主張は一定理解できる。

しかしながら、特定の法人に対する許可取消しに関し、実施機関自らが疑義照会をしていないものの、環境省からの連絡でその見解を知るに至り、許可取消しの取消しを行ったのであるから、その一連の経過の中で環境省の見解が示されたことが分かる文書については、本件請求に含まれると解すべきである。よって、あらためて本件請求に対応する行政文書を特定し、公開、非公開等の決定を行うべきである。

## 3 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求は、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

尾形 健、有澤 知子、高橋 明男、中井 洋恵